

特区において講じられた規制の特例措置の評価時期に係る意見

平成20年10月7日
構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会

このたび初めて構造改革特別区域計画の認定があった規制の特例措置について、規制所管省庁の長から提出のあった調査スケジュールに基づき評価時期の検討を行った。また、既に構造改革特別区域計画の認定があった規制の特例措置のうち、評価時期が定められていなかったものについて検討を行った。その結果、当該規制の特例措置の評価時期について、評価・調査委員会の意見は以下のとおりとする。

番号	特例事項名	評価時期
707 (708)	特定農業者による特定酒類の製造事業の一部 (果実酒に関する事項)	平成22年度
709	特産酒類の製造事業	平成22年度
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	平成21年度